

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 11 月 9 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 28 号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和 38 年岩手県人事委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 中「損害保険料」を「地震保険料」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。